

## 習志野市土地区画整理事業補助金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理事業(以下「事業」という。)の円滑な促進と公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るため、その経費の補助(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行地区 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する事業を施行する土地の区域をいう。
- (2) 公共施設 道路、公園、広場、河川、その他土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第67条に規定する施設をいう。
- (3) 公共用地 施行地区内の公共施設の用に供する土地をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、法の規定に基づき、事業を施行しようとする土地区画整理組合とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率等については別表のとおりとし、予算の範囲内において補助する。

### (申請書等)

第5条 交付申請書、実績報告書及び請求書の様式は、交付規則第5条第3項、第16条第2項及び第19条第3項の規定により、この要綱に規定する別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式によるものとする。

### (交付の条件)

第6条 補助の対象となる事業は、次に掲げる条件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 施行地区の面積が2ヘクタール以上であるもの。
- (2) 事業施行後の道路、公園等の公共用地の面積が、施行地区の面積の22パーセント以上であるもの。
- (3) 施行地区内に都市計画で定められた道路又は幅員6メートル以上の新設による道路を含むもの。
- (4) 市が定める市街地整備に関する上位計画と整合が図られているもの。

2 交付規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者等は、補助事業等が補助金等交付申請書に付された期日までに完了しない場合においては、速やかに補助事業等完了予定期日変更申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認をうけること。
- (2) 補助事業者等は、補助事業等が翌年度にわたるときには、年度終了実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出すること。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年5月27日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

別表(第4条)

項 目	補助対象経費の内容	補助率
鷺沼特定土地区画整理事業における都市再生区画整理事業(社会資本整備総合交付金交付要綱における都市再生区画整理事業のことをいう。)の交付対象として採択された経費	市が作成し国の承認を得た「社会資本総合整備計画」に規定される補助対象事業費	10分の10以内